

過年度 再商品化委託の申込要領

I. 申込について

- [1] 申込対象者 — 「容器包装リサイクル法」の対象となる特定事業者
対象となる特定事業者に該当するか否かの確認は、当協会ホームページの「事業者のリサイクル(再商品化)義務判断チャート」に基づいてご判断いただくか当協会コールセンターにお問い合わせください。
- [2] 申込方法 — インターネットによるオンライン申込または申込用紙の郵送による申込み。
- [3] 申込先 — 申込用紙の郵送による申込みの場合は、下記までご送付ください。

〒130-8799 本所郵便局私書箱 15 号
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター

※郵便にてご送付ください(宅配便、メール便等での受付はできません)。

II. 契約について

- [1] オンラインによる申込みの場合 — 申込受付後、所定の期間を経た後に、当協会より貴社が申込時に使用された E-Mail アドレス宛に「過年度再商品化委託承諾書」の発行を通知します。
- [2] 申込用紙の郵送による申込みの場合 — 申込受付後、所定の期間を経た後に、当協会より「過年度再商品化委託承諾書」のオンライン発行通知書(ユーザーID・パスワード記載)を郵送します。

III. オンラインによる申込(非申込)等手続き方法

■ オンラインによる受付時間

オンライン受付時間は、毎日 7:00~23:00(土日・祝祭日を含む)となっており、その他の時間帯には受付しておりません。

■ オンラインによる申込・非申込手続き

パソコンよりインターネットに接続して委託申込手続きが行えます。インターネットによる手続きを利用することにより、事業者様の利便性の向上と業務効率化がはかれます。手続きした申込情報は、強固なセキュリティシステムで厳重に管理しておりますので、情報漏洩の心配はありません。また、紙使用量の削減が図れ、環境負荷節減に貢献できます。初めての方もオンライン画面を開いて下さい。ガイダンス通り入力するだけで簡単に手続きを終了できます。

協会ホームページ <https://www.jcpra.or.jp/>



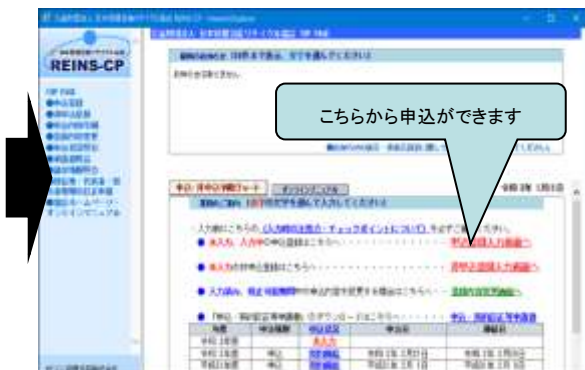
オンライン手続き画面



ログイン画面



事業者専用申込画面



■ オンラインによる申込時のご注意

- ◎初回ログイン時に変更したパスワードは、今後のログインの際に必要になります。また、不正なアクセスを防止するため、ユーザーID・パスワードの管理につきましてはご注意ください。
- ◎オンラインによる申込においては、『申込用紙1(基本情報)の入力』、『申込用紙2(申込量・金額)の入力』、『再商品化実施委託料金の支払方法の入力』の順に実施していただいた後に、**申込登録入力画面上の[申込確定]ボタンをクリックしないと申込登録処理を完了したことになります。**必ず[申込確定]ボタンをクリックするようにしてください。
- ◎入力にあたっては、『TOP PAGE 画面』に掲載している「入力時の注意点・チェックポイントについて」をご確認ください。
- ◎令和3年度以前の申込内容の確認は、オンライン画面上のメニューから「申込状況照会」を選択してご確認ください。

■動作環境

推奨動作環境は以下のとおりです。

◎OS/ブラウザ:Windows 8.1 (Update1) / Internet Explorer 11.0、Chrome

Windows 10 / Internet Explorer 11.0、Edge 40.x 、Chrome

注1) Windows 8.1 および Windows 10 をご利用の方はデスクトップモードのIEをご利用下さい。

注2) Windows および IE 環境は、Windows Update にて Windows 用更新プログラムを最新化してください。

ログインにはブラウザのインターネットオプションの設定が必要な場合があります。(設定内容は「オンライン手続き」

画面の下欄「ログインできない場合はこちらをご確認ください」をクリックしてオンライン操作Q&Aを参照してください)

◎印刷時に必要な環境:プリンタ

(印刷用ソフト:Adobe Acrobat Reader 9.0 以上 ※ヘルプページでダウンロードできます。)

◎推奨解像度:1024×768 ピクセル

◎推奨ブラウザフォントサイズ:中

■再商品化委託の申込に関するお問い合わせ先(受付時間:平日 9:30~17:30 土日・祝祭日、9/25、年末年始を除く) オンライン画面操作、ユーザID、パスワードについて

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター

T E L : 03-5610-6261 F A X : 03-5610-6245

上記以外及び法律の概要、手続きについて

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター

T E L : 03-5251-4870 F A X : 03-5532-9698

IV. 申込用紙の郵送による申込方法

1. 申込提出書類

申込提出書類(申込用紙1・2)に必要な事項を記入し、同封の返信用封筒を用いて提出してください。

必ず「申込用紙1」と「申込用紙2」の両方を提出してください。

■「申込用紙1」

「過年度 再商品化委託契約申込書」

■「申込用紙2」

「〈過年度申込用〉平成XX年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙」

■その他

①申込内容の訂正

申込を行った後、申込内容に変更が生じた場合には、当協会ホームページの特定事業者の皆様へ>手続きのご案内より「申込・契約訂正等申請書」をダウンロードして記入し、必要書類を添えて当協会まで郵送してください。

なお、令和4年3月31日以前にお申込みいただいた契約内容の訂正はお受けできません。

②非申込手続き

お申込みにならない年度がある場合、非申込の手続きが必要となります。当協会ホームページの特定事業者の皆様へ>手続きのご案内より「非申込 FAX 返信票」をダウンロードして記入し、FAX:03-5610-6266 までご送付ください。

2. 「申込用紙1」について

「申込用紙1」は、表面に貴社の基本情報について、裏面に過年度申込内容について記入し、ご提出ください。●印の項目は必ずご記入をお願いします。

裏面の過年度申込内容である「ピーク時の従業員数」、「全事業の売上高」、「再商品化義務量算定基準決算年月」、「再商品化実施委託料金合計」および「素材」については、**お申込みいただくすべての年度についてご記入ください。**

再商品化義務については時効が存在しないことから、容器包装リサイクル法が完全施行された平成12年度から当年度間で義務が発生していた場合は、遡及して過去分についても再商品化委託申込をしていただく必要があります。

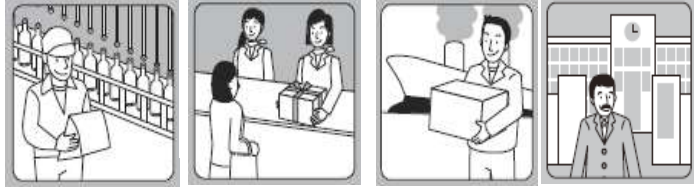

3. 「申込用紙2」について

「申込用紙2」は、「どの容器包装について申し込むか(ガラスびん(3色)、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)」及び「容器包装を利用しているか、又は製造等しているか」の区分ごとに、12種類に分かれています。

「利用事業者用」は、商品そのものを製造し、容器包装を使っている事業者が提出し、「製造等事業者用」は、容器そのものを製造・輸入している事業者が提出するものです。海外から商品を輸入している事業者は、「利用事業者用」と「製造等事業者用」の両方の提出が必要です。下記を参考に、貴社(組合)が該当する用紙のみを選んでご記入、ご提出ください。

■該当する用紙を選択する

●容器包装を「利用する」「製造等する」とは何か

容器包装を「利用する」とは・・・	容器を「製造等する」とは・・・
1) 販売する商品を特定容器に入れること 2) 販売する商品を特定包装に包むこと 3) 販売する商品で特定容器に入れられ、 又は特定包装で包まれたものを輸入すること 4) 上記 1)～3)を他者に委託すること ※商品の輸入業者は、「利用」「製造等」両方の業種にご記入 特定容器・包装を利用する中身製造事業者 特定容器・包装を利用する小売・卸売事業者 輸入事業者 その他 	1) 特定容器を製造すること 2) 特定容器を輸入すること 3) 販売する商品で、特定容器に入れられたものを輸入すること 4) 上記 1)、2)を他者に委託すること ※なお、「特定包装」の「製造等」については、法の対象にならず、申込は不要です。 特定容器の製造事業者 輸入事業者 

■算定方式の決定(「自主算定方式」又は「簡易算定方式」)

「申込用紙2」には、上段に「自主算定方式」、下段に「簡易算定方式」の2種類の記入欄が設けられています。下記を参考のうえ、各容器包装区分(素材)、用途ごとにいずれかの方法で算定、ご記入ください。

●「自主算定方式」・・・基本の算定方式です。

※事業活動により費消した容器包装の量(本ページ下部参照)が把握できている場合(量が0の場合も含む)に選択してください。

●「簡易算定方式」・・・事業活動により費消した容器包装はあるが、その量が把握できない場合に限り選択する算定方式です。

■再商品化義務量の算出

再商品化委託申込は、申込年度1年間(4月1日～翌3月31日)の容器包装のリサイクル費用を貴社の直近の決算までの1年分の容器包装排出量から算出していただく仕組みとなっています。

確定している直近決算^{※1}時点における、製造・利用種別、素材、用途ごとの1年分の容器包装の排出量、自主回収量、事業系費消費量^{※2}の数字をご準備ください。

※1 決算については、「申込用紙1」裏面下部にある【再商品化義務量算定基準決算年月】をご参照ください。

なお、決算期間が1年に満たない、もしくは1年を超える場合は1年分に換算した数字をご準備ください。

※2 事業系費消費量(家庭から排出されず、企業や飲食店などで排出される量)はあるが、その数量が把握できない場合は、「簡易算定方式」にてお申込みください。

■事業活動により費消した容器包装の量

事業者への販売商品に用いられた容器包装など、不要となった際に家庭からは排出されず、飲食店や工場、オフィスビル等からごみとして排出される容器包装の量です。

例1. レストランの店内で使用されるソースのポリ袋の量

例2. 病院でごみとして処分される薬品容器の量

例3. メーカーや小売店で廃棄される商品流通用梱包材の量

事業活動により費消した容器包装の量が把握できない場合は、「簡易算定方式」により算定します。

■用途の選択

用途の例（総務省の日本標準産業分類により用途を区分しています。）

用途	詳細（例）
プラスチック容器	食料品 油 (PET素材でもプラとして扱う) / 塩・砂糖など / 惣菜のバック弁当箱 (小売店舗の敷地外で付されたもの)
	清涼飲料、茶・コーヒー 清涼飲料等のキャップ / コーヒー豆・コーヒー粉末 / お茶・茶葉
	酒類 酒類のキャップ
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料 洗剤、漂白剤
	医薬品 「医薬品」と表示されているもの / 医薬品のキャップ
	化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品 シャンプー / 歯磨き粉 / 化粧品のキャップ
	小売 レジ袋 / テイクアウトの容器 / 惣菜のバック弁当箱 (小売店舗の敷地内で付されたもの)
	上記以外の用途 卵の容器、果物のネット袋など (無加工の自然物)
	プラスチック包装 容器のラベル / トレイのラップ

用途	詳細（例）
PETボトル	食料品 (しょうゆ・乳飲料等・その他調味料) しょうゆ / ドレッシング、酢、みりん風調味料、醤油加工品 (平成20年度申込～) / 料理酒・クッキングワイン (平成29年度申込～) / 乳酸菌飲料
	清涼飲料 お茶、ジュース
	酒類 焼酎 / ワイン、みりん

※食用油脂を含まず、簡易な洗浄により内容物及び臭いを除去できるものに限る。

用途	詳細（例）
紙容器	食料品 パンなど食料 (小売店舗の敷地外で付されたもの)
	清涼飲料、茶・コーヒー 内側がアルミの紙パック
	酒類 内側がアルミの紙パック
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料 洗剤 / 粉石鹸
	医薬品 「医薬品」と表示されているもの
	化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品 化粧品の外箱・中身の緩衝材
	小売 手提げ / ギフト箱 / 小売時に用いる平袋
	上記以外の用途 ペットフード、雑貨
紙包装 商品を包むために用いる用紙や新聞紙	

用途	詳細（例）
ガラスびん	食料品 牛乳、加工された食品
	清涼飲料、茶・コーヒー 豆乳、清涼飲料
	酒類 ビール・焼酎
	医薬品 「医薬品」と表示されているもの
	化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品 化粧品
	上記以外の用途 小売時にその場で用いるびん

よくあるQ&A(判断に迷う例)
Q 自社製造製品(パン)を入れている袋の用途は？
A 工場製造し、同一敷地内で販売する ▶ 「小売」
 工場製造し、同一敷地外で販売する ▶ 「食料品」

具体的な容器包装の判断については当協会HPの「イラストで見る「容器」「包装」」(<https://www.icpra.or.jp/container/quick/usage/tabid/882/index.php>)をご確認のうえ、ご不明な点は当協会コールセンター(03-5251-4870)へお問い合わせください。

各申込用紙の記入例 ▶ 次ページの申込用紙の記入例を参考に、ご記入ください。